

## 湯前町農業委員会からのおねがい

# 農地に牛舎や倉庫等を建設する際の手続きについて

農地に牛舎や倉庫等を建設する（している）ときは、農業用としての利用でも各種手続きが必要です。そのままにしておくと、次の世代へ引き継いだときに転用や売買ができず、「住宅が建てられない」「手放したいのに売れない」などの恐れがあります。

正しい手続きによる変更をお願いします。



## 【手続きの流れ】

### ① 地域計画からの除外

湯前町で公表している地域計画内の農地であるときは、農業委員会への申し出をしてもらうことで、年1回の見直し時に地域計画から除外されます。

### ② 農用地区域の用途区分変更

農振農用地区域内の農地であるときは（1 haを超えない）、  
農林振興課へ必要書類を提出し承認を受けることで、農業用施設用地となります。

### ③ 農地転用の許可申請

すでに農業用施設用地となっている農地や農振農用地区域内の農地でないときは、この③の手続きから行います。

農業委員会へ許可申請書・事業計画書・配置図等を提出していただきます。  
書類を審査し「許可妥当」と判断されたときは、許可証を交付します。

### ④ 法務局へ土地地目変更登記の申請

建設が完了した後に、農業委員会から交付された許可証を添付し、  
法務局において土地地目変更登記をしてください。

## 【注意点】

- ・ 地域計画や農用地区域の範囲内かどうかは、農業委員会へおたずねください。
- ・ ②用途区分変更は、農用地区域からの除外ではありません。住宅建設など農業用施設以外としての利用へと変更するときは、農用地区域からの除外手続きが必要です。
- ・ ③で農地転用の許可を受けているのに④の手続きをしていないため登記地目が田畑のままとなっている土地があります。農業委員会において許可した事実を確認できたときは、許可証を再交付することで④地目変更登記ができます。

## 【お問い合わせ先】

農地の確認には時間がかかります。まずは、お電話ください。

湯前町農業委員会 担当：那須 ☎ 0966-43-4125

